

○刑事訴訟法第 498 条ノ表示ヲ得ラレナイ

場合ニ於ケル変造証券ノ引換又ハ支払請

求取扱方ノ件

(昭和 9 年 1 月 20 日 蔵理第 32 号)
大蔵省理財局長から 日本銀行
営業局長あて

本月 15 日附営債第 1 号ヲ以テ御照会ニ係ル変造国債証券ノ引換又ハ支払請求ニ関ス
ル件 右ハ御来示ノ通処理相成可然此段及御回答候也

(照会内容)

変造国債証券ノ引換又ハ支払請求ニ付テハ昭和4年10月10日附営債第193号ヲ以テ得貴意置候偽造変造国債証券処理要綱第3項ニ依リ刑事訴訟法『第559条』(編注)ノ表示アルモノニ限り之ヲ受理シ来リ候処犯人逮捕セラレスシテ確定判決ニ至ラサル等ノ為メ数年ヲ経過スルモ該証券ニ右表示ヲ得ラレス他方元利金消滅ノ関係モ有之所持人ノ不利不便尠カラサル場合モ発生シ候ニ付今後斯ル場合ニハ請求者ヨリ疏明書、印鑑証明書及検事又ハ警察官ノ証券下附証明書ヲ提出セシメ便宜之カ取扱ヲ為スコトト致シ可然哉尚本件ハ目下差懸リタル問題モ有之候ニ付至急御詮議相煩度此段相伺候也

(編注) 『 』内を「第498条」と読み替える。